



*** あなたの新たなチャレンジ…応援します！ ***

平成 28 年度より、創業融資あっせん制度に

新たな融資メニューが加わりました！

平成 28 年度より、西東京市創業融資あっせん制度に、新たに「特定創業融資制度」を創設いたしました。詳しくは、パンフレット「創業資金融資あっせん制度のしおり（西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度）」をご覧ください。

《(新規) 特定創業融資制度》

西東京市では、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」を関係団体と連携して策定し、平成 27 年 10 月に国の認定を受けました。

この計画に位置付ける西東京市の「特定創業支援事業」による支援を受け、証明書を取得し創業する方を対象に、既存の創業融資メニューよりも優遇する「特定創業融資」を新たに創設しました。

【New!】ポイント1⇒利用者負担の利率を優遇！

| | 創業（運転・設備・併用） | 特定創業（運転・設備・併用） |
|--------|--------------|----------------|
| 融資利率 | 年 1.975% | 年 1.975% |
| 利子補給率 | 年 0.995% | 年 1.395% |
| 利用者負担率 | 年 0.980% | 年 0.580% |

【New!】ポイント2⇒据置期間を延長！

| | 創業 | | 特定創業 | |
|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 運転 | 設備・併用 | 運転 | 設備・併用 |
| 償還期間 (据置期間) | 5年以内 (6月以内) | 7年以内 (6月以内) | 5年以内 (12月以内) | 7年以内 (12月以内) |

※据置期間中は、毎月利息のみをお支払いいただきます。

【New!】ポイント3⇒個人事業主の方の住所要件を緩和！

| | 創業（運転・設備・併用） | | 特定創業（運転・設備・併用） | |
|----------|----------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | 新たに創業 | 創業後 1 年未満 | 新たに創業 | 創業後 1 年未満 |
| 個人事業主の要件 | 市内在住 かつ 市内に事業所 | 市内在住 かつ 市内に事業所 | 市内に事業所 | 市内に事業所 |

【お問合せ先】

西東京市 生活文化スポーツ部 産業振興課 商工係

TEL:042-438-4041(直) FAX:042-438-2021

E-mail :sangyou@city.nishitokyo.lg.jp